

2015年4月17日

全国信用金庫協会  
会長 大前 孝治 殿

全国金融労働組合連合会  
中央執行委員長 中島 康隆

## 要 請 書

貴職のご活躍に敬意を表しますとともに、日頃のご協力に感謝申し上げます。

2015年春闘は、全労連が「月2万円以上、時間給150円以上の賃上げ」を掲げ、連合も2%以上の要求（定期昇給相当額と賃上げ額を加えた要求は4%以上）を掲げるなど、アベノミクスのもとで実質賃金が下がり続け深刻化する労働者・国民の生活改善の実現に向けてたたかわれています。

「個人消費の回復こそがデフレ不況の打開のカギ」という国民世論の広がり背景下、昨年生まれたベースアップの流れは、金融業界では一部にとどまり、今春闘こそ金融機関が社会的責任を果たすことが強く求められています。

特に、正社員から置き換えが進む非正規労働者の劣悪な賃金改善は、貧困と格差が広がる日本社会にとって喫緊の課題になっています。

金融労連は、1月24日～25日の2日間、大阪市で開催された第9回中央委員会で、2015年春闘方針等を決定し、持続可能な日本経済の実現と金融労働者の過酷な労働環境の改善に向けて、すべての労働者の賃上げと雇用の確保で内需主導の景気回復を実現しようと、今春闘に取り組んでいます。

地域経済に責任を担う金融機関が本来の役割を取り戻し、金融労働者の生活と権利を守り、明るく働きやすい職場の実現をめざす立場から貴会に以下のとおり要請しますので、全ての会員企業に周知・啓蒙していただくようお願い致します。

### 記

1. 労働組合の春闘要求に誠実に応え、全労働者に対して賃金の底上げ（ベースアップ）を実施するよう指導すること。
2. 「労働者が安心して働き続けられることができる社会を実現する」という、「労働契約法」「労働者派遣法」の改正の趣旨を踏まえ、「期間の定めのない」無期雇用契約への転換など非正規労働者の雇用確保に努めるとともに、正規雇用者との合理性のない差別の是正を図るよう指導すること。

3. 賃金・退職金の引き下げなしの65歳定年制を図ること。やむを得ず再雇用制度を導入する場合、希望者全員の雇用延長と年金支給開始まで定年時の賃金保障を行なうこと。金融機関の社会的・公共的使命に鑑み、2025年度まで選別基準を認めるような「経過措置」の早期解消を指導すること。  
また、労使間で十分な協議を行わず、高年法の趣旨に反する一方的な定年再雇用拒否・契約更新拒否を行なっている網走信金・小樽信金に対して労使紛争の解決を図るよう指導すること。
4. 労働者の尊厳と心身両面の健康を破壊するパワーハラスメントなど、職場でのいじめ・人権侵害を根絶すること。また休業者に対する丁寧な職場復帰を行なうこと。
5. 慢性残業・休日出勤の改善や昼休み・年次有給休暇の完全取得など、総実労働時間の短縮に向け、具体的な施策を進めること。また、不払い残業をなくすこと。
6. 金融商品取引法を遵守し、投資信託をはじめとした金融リスク商品のノルマ推進などをやめること。
7. 新たな融資や、返済条件変更の申し込みに対して、引き続き各金融機関が積極的に取り組み、厳しい経営環境が続く中小企業の経営支援に向けた金融円滑化を図ること。
8. 未だに続く東日本大震災の被災地での二重ローン問題について、「個人版私的整理ガイドライン」を活用できるよう、金融機関から被災者への周知を徹底すること。
9. 長年にわたり不当労働行為を断罪され続け、労働委員会や裁判所の命令・判決に従わず、再審査・控訴・上告を繰り返す渡島信金に対して、労使争議の早期解決を業界として厳しく指導すること。
10. 公益通報しようとした職員2名を不当解雇した武生信金に対して、速やかに不当解雇を撤回して職場に戻すよう指導すること。
11. パワハラと長時間過密労働によってメンタル不全に陥り、労災申請中であつた労働者を休職期間満了として解雇した大阪シティ信金に対し、解雇を撤回し雇用を保障するよう指導すること。
12. 定年前の事例を定年再雇用後に遡って懲戒解雇処分にした京都北都信金に対して、信金同友会顧問弁護士が厚生労働省見解をも否定する誤った指導を行い、労使紛争を招いている問題に関し、信金同友会として事実調査を行ない、善処すること。

以上